

福井県介護員養成研修事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号ロの規定に基づく介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）について、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号。以下「告示」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(研修の課程)

第2条 研修の課程は、省令第22条の23に規定する、介護職員初任者研修課程および生活援助従事者研修課程とする。

(指定の申請)

第3条 研修事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第22条の26に基づき、初回の養成研修の受講者の募集を開始する1ヵ月前までに、次の各号に掲げる事項を記載または添付した介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
 - (2) 研修の名称
 - (3) 研修課程
 - (4) 募集開始および研修開始予定日
 - (5) 事業所の所在地（講義を通信で行う場合にあっては対象地域を括弧書きで併記）
 - (6) 定款その他の基本的約款および登記事項証明書
 - (7) 資産の状況を示す書類
 - (8) 研修の収支予算書
 - (9) 向こう二年間の研修計画および財政計画
 - (10) 修了証明書の様式
 - (11) 修了評価で使用する筆記試験問題
 - (12) 研修課程編成責任者の氏名、履歴
 - (13) 介護員養成研修年間実施計画書（様式第4号）
 - (14) 介護員養成研修開講届出書（初回分）（様式第5号）
 - (15) 学則
 - (16) 研修日程表（初回分）
 - (17) 研修カリキュラム（初回分）
 - (18) 講師の氏名、履歴および担当科目ならびに専任または兼任の別
 - (19) 実習施設利用計画書
 - (20) 実習施設承諾書（様式第6号）
- 2 講義を通信の方法によって行う場合は、別に知事が定める書類を、添付するものとする。
- 3 知事は、指定に関し必要がある場合は、前2項に掲げる以外の書類の提出を求めることができる。

(指定の決定)

第4条 知事は前条第1項の指定の申請があったときには、当該要綱のほか、別に定める「福井県介護職員初任者研修事業および生活援助従事者研修事業指定要領」(以下「指定要領」という。)に基づき、審査する。

- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し照会を行い、報告を求め、または実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、申請内容が当該要綱ならびに指定要領の基準を満たすと認められる場合、介護員養成研修事業者(以下「事業者」という。)としての指定を行い、申請者に対し、介護員養成研修事業者指定通知書(様式第2号)により通知を行う。
- 4 知事は、申請の内容が政令、省令、告示、通知またはこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、介護員養成研修事業者指定申請却下通知書(様式第3号)により、理由を付して申請を却下することができる。

(受講者の募集等)

第5条 申請者は、前条第3項の指定を受ける前に受講者の募集を開始してはならない。

- 2 事業者は募集時に、研修の受講を希望する者に対して、次の事項を公開し研修内容を明らかにしなければならない。
 - (1) 研修の目的、研修の名称、研修課程および事業者指定番号
 - (2) 研修実施場所
 - (3) 事業者の名称、所在地および連絡先
 - (4) 募集期間および研修期間
 - (5) 研修のカリキュラム
 - (6) 講師の氏名
 - (7) 受講資格と受講手続き等(定員、受講決定方法を含む)
 - (8) 受講料、実習先等研修参加費用
 - (9) 実習施設等実習先
 - (10) 科目免除の取扱いとその説明方法
 - (11) 研修終了の認定方法
 - (12) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法および補講に係る費用等の取扱い
 - (13) その他、研修受講に係る重要事項

(年間実施計画の届出)

第6条 事業者は毎事業年度ごとに年間実施計画書(様式第4号)を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に届け出なければならない。

- (1) 当該事業年度開始前の3月31日
- (2) 当該事業年度の研修事業に関して最初に開講の旨を届け出る日
- 2 事業者は第1項で届け出た年間実施計画に基づき研修をしなければならない。
- 3 事業者は、第1項または第3条第1項で届け出た年間実施計画に変更が生じる場合は、知事にあらかじめ届け出なければならない。

(開講の届出)

第7条 事業者は、研修を実施する際には、介護員養成研修開講届出書(様式第5号)を開講する1ヵ月前までに、知事に届け出なければならない。

(休講の届出)

第8条 事業者は、第7条による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなった場合には、介護員養成研修休講届出書（様式第7号）を速やかに、知事に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第9条 事業者は、第3条の申請もしくは第6条および第7条の届出の内容を変更する場合は、省令第22条の29の規定に基づき次の手続きにしたがって、介護員養成研修変更届出書（様式第8号）に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業者に関する事項について変更があった場合

変更届に、法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等を添付して、変更した日から10日以内に提出する。

(2) 研修に関する事項について変更する場合

変更届に、関係書類を添付して、変更日の10日前までに提出する。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業休止、再開の届出)

第10条 事業者は、養成研修事業を休止するときは休止決定後10日以内に、介護員養成研修事業休止届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の休止の期間は最長2年とする。

3 事業者は、休止していた養成研修事業を再開する場合には、介護員養成研修事業再開届出書（様式第10号）を提出しなければならない。

4 前項の届を提出する際には、第6条の年間実施計画および第7条の開講届出書を併せて提出しなければならない。

5 知事は、事業者が休止期間を過ぎても第3項の再開届出書を提出しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。

6 知事は、第1項、第3項および第4項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業廃止の届出)

第11条 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止することとした日から10日以内に、介護員養成研修事業廃止届出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、事業者から届け出がなく養成研修が2年間開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。

3 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(実施状況の調査)

第12条 知事は、必要に応じて、養成研修の実施内容について、事業者に対し照会を行い、報告を求めまたは実地に調査を行うことができる。

2 知事は、養成研修の実施内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

第13条 知事は、研修事業の申請内容に虚偽の申請があったとき、養成研修の実施内容が政令、省令、告示、通知またはこの要綱の規定に違反するとき、事業者が第9条第2項、第10条第6項、第11条第3項または前条第2項の指示に従わないとき、その他事業者が政令第3条第2項各号の要件を満たすことができなくなったと認めるときは、同条第3項の規定に基づき指定を取り消すことができる。なお、この場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。

(修了の認定および証明書の交付)

第14条 事業者は、研修の講義、演習および実習について、全カリキュラムを修了した者に対して1時間以上の筆記試験を実施し、研修の修了を認定する。

2 事業者は、受講者に全てのカリキュラムを受講させるため、受講日程等に十分配慮し、また、受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、補講等により、同等の知識が得られるように努めなければならない。

3 事業者は、研修修了者に対し、修了証明書(様式第12号)および修了証明書(携帯用)(様式第12の2号)を交付する。

(台帳の管理)

第15条 事業者は、政令第3条第2項第2号イおよび省令第22条の28の規定に基づき、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修の課程、修了年月日および修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

2 事業者は、台帳の管理にあたっては、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

(実績報告書等の提出)

第16条 事業者は、省令22条の30の規定に基づき、各養成研修の修了後2カ月以内に、介護員養成研修実績報告書(様式第13号)のほか、介護員養成研修修了者名簿(様式第14号)および次に掲げるものを知事に提出するものとする。

- (1) 受講者の出席簿
- (2) 実習修了確認書
- (3) 補講修了確認書
- (4) 講師出講確認書
- (5) 免除者に関する証明書類(修了証明書の写し等)

(留意事項)

第17条 事業者は研修事業の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(みなし規定)

第18条 次に掲げる者は、介護職員初任者研修課程の修了者とみなす。

(1) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程または訪問介護に関する2級課程(以下「旧課程」という。)を既に修了し、その証明書の交付を受けた者

(2) 施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該旧課程を修了したことにつき、その証明書の交付を受けた者

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年2月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に「福井県訪問介護員養成研修事業要綱」および「福井県訪問介護員養成研修事業要領」に基づき、指定を受けた事業者については、この要綱の形式に基づく指定を受けたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、「福井県訪問介護員養成研修事業要綱」および「福井県訪問介護員養成研修事業要領」に基づき、現に実施されている研修事業については、なお、従前の例によることができるものとする。
- 4 「福井県訪問介護員養成研修事業要綱」および「福井県訪問介護員養成研修事業要領」は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日まで募集を行う研修については、なお、従前の例によることができるものとする。
- 3 申請者は、本要綱施行日前においても、指定申請を行うことができる。また、知事は、当該申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

(様式第1号)

介護員養成研修事業者指定申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者
(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話番号)

介護員養成研修事業者の指定を受けたいので、福井県介護員養成研修事業指定要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり関係資料を添付の上申請します。

記

研修事業の名称	
研修課程	
通信の方法の利用	
主たる事業所の所在地 (講義を通信の方法によって実施する場合は対象地域)	
研修課程編成責任者	

[添付資料]

- (1) 定款その他の基本的約款および登記事項証明書
 - (2) 資産の状況を示す書類
 - (3) 研修の収支予算書
 - (4) 向こう二年間の研修計画および財政計画
 - (5) 修了証明書の様式
 - (6) 修了評価で使用する筆記試験問題
 - (7) 研修課程編成責任者の氏名、履歴
 - (8) 介護員養成研修年間実施計画書(様式第4号)
 - (9) 介護員養成研修開講届出書(初回分)(様式第5号)
 - (10) 学則
 - (11) 研修日程表(初回分)
 - (12) 研修カリキュラム(初回分)
 - (13) 講師の氏名、履歴および担当科目ならびに専任または兼任の別
 - (14) 実習施設利用計画書
 - (15) 実習施設承諾書(様式第6号)
- (講義を通信の方法により行う場合は、上記の書類に加え、別に知事が定める書類も添付のこと。)

(様式第2号)

第 年 月 日

様

福井県知事

介護員養成研修事業者指定通知書

介護保険法施行令（平成10年政令412号）第3条第2項により、介護員養成研修事業者として、下記のとおり指定します。

記

- 1 研修事業の名称
- 2 研修の課程
- 3 通信の方法の利用
- 4 事業者番号
- 5 指定年月日

(様式第3号)

第 年 月 日

様

福井県知事

介護員養成研修事業者指定申請却下通知書

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第2項に規定する要件を満たさないので、介護員養成研修事業者の指定に係る申請を下記のとおり却下します。

記

- 1 申請年月日
- 2 却下年月日
- 3 却下理由

※ この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福井県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができます。

(様式第5号)

介護員養成研修開講届出書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話番号)

福井県介護員養成研修事業指定要綱第7条の規定により、介護員養成研修の開講について届け出ます。

事業者番号	
研修課程	
研修の名称	
研修期間	
募集期間	
予定定員	
受講料	
実施場所	講義： 演習： 実習：別添実習施設利用計画書のとおり

[添付資料]

- (1) 学則
- (2) 研修日程表
- (3) 研修カリキュラム
- (4) 講師の氏名、履歴および担当科目ならびに専任または兼任の別
- (5) 実習施設利用計画書
- (6) 実習施設承諾書 (様式第6号)

(講義を通信の方法により行う場合は、上記の書類に加え、別に知事が定める書類も添付のこと。)

実習施設承諾書

研修課程	
実習の種類	
施設の名称	
施設所在地	
実習受入責任者	
実習受入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
受入人数	(名)
実習期間	時 分 ~ 時 分 (時間) × 日
上記の条件により、介護員養成研修事業（ 課程）実習施設として 実習生を受け入れ、実習指導することを承諾します。	
年 月 日	
施設設置者	
住所	
氏名	
(研修事業者名)	
様	

※研修課程、実習の種類別に提出のこと

(様式第7号)

介護員養成研修休講届出書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話番号)

年 月 日に開講の届出をした介護員養成研修を休講しますので、福井県介護員養成研修事業者指定要綱第8条の規定により届け出ます。

事業者番号	
研修課程	
研修の名称	
休講の理由	

(様式第8号)

介護員養成研修変更届出書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話番号)

介護員養成研修事業について変更を行ったので、福井県介護員養成研修事業指定要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

事業者番号	
研修課程	
変更事項	
変更内容	
変更年月日	
変更理由	
添付資料	

(様式第9号)

介護員養成研修事業休止届出書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

(電話番号)

介護員養成研修事業を休止するので、福井県介護員養成研修事業指定要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

事業者番号	
研修課程	
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止の理由	

(様式第10号)

介護員養成研修事業再開届出書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒

(法人名)

(代表者名)

(電話番号)

介護員養成研修事業を再開するので、福井県介護員養成研修事業指定要綱第10条第3項の規定により届け出ます。

事業者番号	
研修課程	
事業再開年月日	
再開の理由	
研修課程責任者	

[添付書類]

- (1) 介護員養成研修年間実施計画書 (様式第4号)
- (2) 介護員養成研修開講届出書 (初回分) (様式第5号)
- (3) 研修課程責任者の履歴
- (4) 学則
- (5) 研修日程表 (初回分)
- (6) 研修カリキュラム (初回分)
- (7) 講師の氏名、履歴および担当科目ならびに専任または兼任の別
- (8) 実習施設利用計画書
- (9) 実習施設承諾書 (様式第6号)

(講義を通信の方法により行う場合は、上記の書類に加え、知事が別に定める書類も添付のこと。)

(様式第 1 1 号)

介護員養成研修事業廃止届出書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話番号)

介護員養成研修事業を廃止するので、福井県介護員養成研修事業指定要綱第 1 1 条第 1 項の規定により届け出ます。

事業者番号	
研修課程	
事業廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

(様式第12号)

第 号	修了証明書
氏 名	氏 名
年 月 日生	年 月 日生
介護保険法施行令（平成十年政令 第四百十二号）第三条第一項第一号 口に掲げる（研修課程名）を修了し たことを証明する。	
年 月 日	介護員養成研修事業者名 印

(様式第12号の2)

第 号	修了証明書（携帯用）
氏 名	氏 名
年 月 日生	年 月 日生
介護保険法施行令（平成十年政令 第四百十二号）第三条第一項第一号 口に掲げる（研修課程名）を修了し たことを証明する	
年 月 日	介護員養成研修事業者名 印

(様式第13号)

介護員養成研修実績報告書

年 月 日

福井県知事 様

(所在地) 〒
(法人名)
(代表者名)
(電話番号)

福井県介護員養成研修事業指定要綱第16条の規定により、介護員養成研修の実績を報告します。

事業者番号	
研修の名称	
研修の課程	
研修実施期間	年 月 日～ 年 月 日
研修受講の状況	受講者数 名 研修修了者数 名
研修修了者及び 研修実施状況	添付資料のとおり

[添付資料]

- (1) 介護員養成研修修了者名簿 (様式第14号)
- (2) 受講者の出席簿
- (3) 実習修了確認書
- (4) 補修修了確認書
- (5) 講師出講確認書
- (6) 免除者に関する証明書類 (実務経験証明書、修了証明書の写し、履修科目表等)

